

# 農地法施行規則第29条第1号該当転用届

北区南区は「一」  
中区東区は「二」

令和 年 月 日

岡山市第 農業委員会  
会長 様

届出者 住所  
氏名

借入地の場合は、  
耕作人が届出る  
(所有者の同意が必要)

電話

## 土地の表示等

土地の所在		地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	土地所有者	
市	大字		登記簿	現況		住所	氏名
					A		

1筆の内一部を転用する場合  
〇〇の内△△(全体面積の内転用面積)と記入し、測量図添付  
転用面積が200m<sup>2</sup>未満でなければ、申請へ

## 転用理由

(例) 農業用耕耘機を新たに購入したため、保管場所として倉庫が必要なため

農業用倉庫の場合  
「22% < B 建築面積 / A 敷地面積 < 60%」  
を満たすようにする。  
また、道路への接続など建築基準法に即しているか、建築指導課に確認してから建築すること

この転用を除き、1000m<sup>2</sup>以上の耕作面積が届出者になれば、受付できない

## 転用計画等

施設の概要	工事時期	利用期間	耕作面積
(建築面積 B m <sup>2</sup> )	着工 令和 年 月 日		m <sup>2</sup>
	完了 令和 年 月 日		

農地区分：市街化、調整、農用地

## 添付書類

農用地の場合、農林水産課へも届出が必要

- (1) 転用土地の位置図
- (2) その他、登記簿謄本(全部事項証明書)・所有者同意書・測量図等が必要な場合あり